

災害時に助かるために!!

～市町村から支援者への情報提供にご協力を～

災害時に受けられる支援(例)

●避難連絡・避難誘導に関する支援



●安否確認・救助活動に活用



平常時に受けられる支援(例)

●支援者との交流 (日常の声かけ等の見守り)



●個別避難計画や 防災訓練に活用



※支援の内容については市町村によって異なります。

こんな不安はありませんか？

津波警報が出たときに、
逃げるために誰かの
助けがほしい。



地震があったときに、
避難すべきかどうか
判断できない。



災害時、1人での避難が大変なことを
周りの人に知ってほしい。

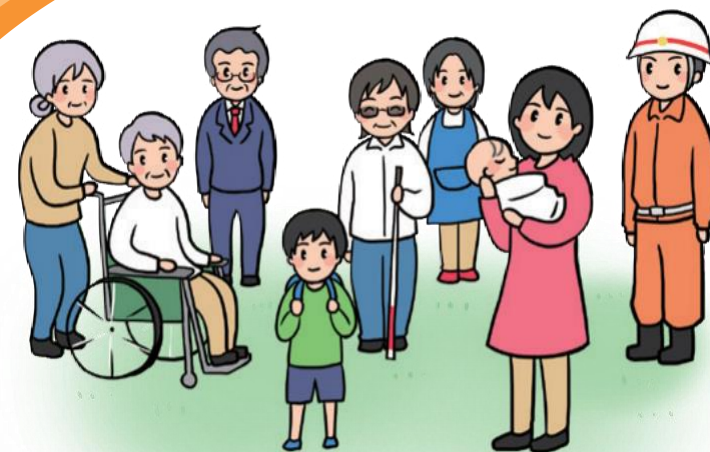


1つでも不安があれば、
中をご覧ください。

自ら避難することが困難な方へ

災害時に備えて 今できること

～災害時にスムーズに避難支援を
受けられるようにしましょう～



市町村が作成したあなたの「避難行動要支援者名簿」を 支援者へ提出することに同意 そうすれば、災害時に支援が受けられやすくなります!

自ら避難することが困難な方への支援イメージ

避難行動要支援者



※自ら避難することが困難な方
(社会福祉施設入所者や長期入院患者などの方は
施設管理者の対応となります。)

5

平時 日常の声掛け等
の見守り・避難訓練
の実施 など

支援者(避難支援等関係者)



※民生委員 自主防災組織
消防機関 など
(市町村により異なります。)

6

災害時 避難行動に
関する支援 など

3
同意



4

同意した方の
名簿情報の提供

2

名簿情報を平時から
支援者に提供して
よいか確認

市町村



1

避難行動要支援者
名簿の作成

(制度の運用方法については市町村によって異なります。避難行動要支援者名簿に登録されているかどうかや支援内容については、お住まいの市町村にお問い合わせください。)

避難行動要支援者名簿とは

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿(避難行動要支援者名簿)の作成が市町村に義務付けられました。

避難行動要支援者名簿の情報

避難行動要支援者名簿には主に次の情報が登録されます。

氏名	生年月日
性別	住所・居所
電話番号	など

※登録内容は市町村によって異なります。

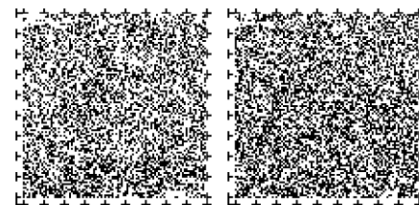
名簿の個人情報の取扱いについて

避難行動要支援者名簿を提供した支援者(避難支援等関係者)に対しては、災害対策基本法によって守秘義務が課せられております。

音声コードをご利用
の方はこちら

※コードを読み込むことで
内容を音声にて説明いた
します。

Uni-Voice



【ENGLISH】

【日本語】